

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
B+	a	b	b	N/A

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
多数国間環境条約遵守・実施促進拠出金	
2 拠出先の名称	
ワシントン条約(CITES)事務局 (2019、2020 年度拠出先)	
3 拠出先の概要	
ワシントン条約(CITES: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)は、1973 年3月3日にワシントン D.C.で採択され、1975 年7月1日に発効。野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的とする。2021 年3月現在で締約国は182 か国及び欧州連合(EU)。日本は 1980 年 11 月4日に締約国となった。	
4 (1)本件拠出の概要	
本拠出金は、途上国による多数国間環境条約上の義務の遵守や取組を促進させるため、多数国間環境条約の事務局や国際機関等による締約国会議や関連会合の開催、途上国の能力開発のためのプロジェクト実施等を支援し、持続可能な開発の実現にグローバルに取り組むもの。 近年は、次の理由により、ゾウの密猟対策に注力し、日本のイメージ向上及びプレゼンス拡大を図っている。すなわち、日本の合法的な象牙の国内市場を閉鎖させようと CITES の締約国会議等の場等において、日本が名指しで非難される等根拠なき執拗な国際的批判が高まっていることを踏まえ、本事業では、象の生息数減少の根本要因である生息地における密猟対策に貢献することで、間違った知識を改めさせることを目指すもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額 6,091 千円 令和2年(2020 年)の CITES 事務局へのノンコア拠出金の総額は 7,390,315ドル(日本が令和元年度分として拠出した 76,798ドルを含む)。令和2年度については令和3年2月に送金していることから拠出率等は未定。	
令和3年度当初予算額 5,981 千円	
5 担当課室・関係する主な在外公館	
国際協力局地球環境課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等) 本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標VI 経済協力」、「施策VI-2 地球規模の諸問題への取組」、「個別分野2 環境問題を含む地球規模問題への取組」、「測定指標2-1 地球環境問題の解決に向けた取組の推進」の下に設定された中期目標「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。(令和2年度外務省政策評価事前分析表 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100097982.pdf) 443 ページ参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件拠出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替可能性等を含む。) ・本件に拠出し、その目的の実現に貢献することで、日本の外交の重要分野の一つである地球環境問題に対する積極的な姿勢を内外に示すことが可能となる。 ・多数国間環境条約の締約国、特に途上国による当該条約の遵守及び実施等を促進することは、持続可能な開発目標(SDGs)における「生物多様性、森林、海洋等の環境の保全」等の環境関連の目標を実現する上で重要。 ・本拠出金は、多数国間条約事務局や国際機関等と協議の上、日本として高い効果が得られると判断したプロジェクト等に拠出するもの。主に、日本が直接的な事業を効果的・効率的に実施することが困難な事業、当該条約事務局の中立性、信頼性等に鑑み、当該事務局を活用した方が効果的と考えられる拠出先機関実施プロジェクトなどを選択している。拠出先は特定の条約事務局・国際機関に固定されず、プロジェクト等のニーズ及び効果に係る日本の政策的判断により、過去には予算規模に応じて複数の異なる条約事務局・国際機関の異なるプロジェクトに同時に拠出を行ったりしたこともある。 ・近年はCITESの下でのゾウの適切な管理・保護のためのMIKE(Monitoring the Illegal Killing of Elephants:ゾウ密猟監視)プロジェクトへの拠出を行っている。同条約の決議においては、ゾウの生息国におけるゾウの適切な管理や保護の必要性が明記されており、途上国政府によるCITESの遵守と実施を支援することは、条約実施促進上も生物多様性保全の観点からも極めて重要。特に、同条約の下に設立されたMIKEプロジェクトは欧州諸国が主要ドナーであり、これへの日本の拠出は、欧州諸国からの批判を抑える上で効果的であるのみならず、CITESを通じて自然保護に関心のある専門家にも訴求でき、国際的宣伝効果も高い。 ・このように、本件拠出金の優位性は、日本が貢献を重視する様々な多数国間環境条約を巡る国際場裏にて時々に対処すべき課題などに日本国益に沿った形で資金支援を行い得る機動性や柔軟性にある。
1-2 拠出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況 近年の拠出対象である CITES 事務局との関係では、日本が拠出している MIKE プロジェクトは、日本を含む締約国会議において決定されており、同会議を通じて日本の意向を反映させることができる。 また、通常、拠出先の各事務局長及び関係部局関係者と日常的に連携し、より良いプロジェクトの発掘に努めることを通じて日本と事務局との意思疎通の強化にもつながっている。
1-3 拠出先との間での要人往来、政策対話等 近年の拠出対象である CITES 事務局との関係では、日常的に在ジュネーブ国際機関日本政府代表部と事務局長を始めとするハイレベル間で意見交換や政策的な対話を行っている。また、同条約事務局長は 2021 年3月の京都 kongress に参加している。 なお、今次評価の対象期間外ではあるが、2018 年 10 月、阿部俊子外務副大臣が、英国・ロンドンでの「第4回野生動植物の違法取引対策に関する国際会議」に出席し、本件拠出金の成果をアピール。モザンビークに対するゾウの密猟の監視・防止に関する能力向上支援を新規プロジェクトとして実施する旨発表するとともに同支援のさらなる

推進にコミットしたところ、密猟等による象の生息数の減少と日本の国内の象牙市場の存在を関連付けて日本を批判してきた英国を始め、多くの参加国から一定の評価を受け、日本の国際的なイメージ回復の一助となった。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による拠出先への関与及び同関係者にとっての本件拠出の有用性・重要性 ・近年の拠出対象である CITES の動物委員会には日本から委員を派遣しており、2019 年6月からは寺田佐恵子国立環境研究所研究職が同委員を務めている。 ・また同条約の締約国会議(COP)には日本から多くの NGO もオブザーバーとして参加しており、例えば前回の COP(2019 年8月)では一般社団法人 NGO Life Investigation Agency ほか計7団体が出席している。
1-5 1-1(1)外交政策目標に向けた本件拠出の貢献度に係る総括 本件拠出金を通じた多数国間環境条約の実施支援は、日本の自発的拠出によって日本が重視する分野の案件について当該条約事務局に実施促進プロジェクトを実施させることで、条約実施促進を通じた地球環境問題の解決に向けた貢献及び日本の国益増進の双方に有益な貢献ができています。 具体的には、近年の拠出対象である CITES は野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることを目的としており、生物多様性保全に重要な役割を担っている。本件拠出金を通じて条約の遵守及び履行を推進することは、中期目標である「我が国主導による地球環境問題の解決に向けた取組を促進する」の達成に大きく貢献している。 また、本件拠出により、日本の野生生物の違法取引対策への積極的な姿勢をアピールすることができ、従来日本に対して批判的な立場をとっていた国の姿勢にも変化が見られるなど日本のイメージの改善にも貢献している。 2019 年8月の CITES 締約国会議(COP18)では日本の関心も高い象牙の国内市場について議論が行われ、国内市場の閉鎖を求める決議案の提案などが行われたが、日本の代表団も積極的に議論に参加した結果、国内市場の存在が象牙の密猟や違法取引の要因となることを防ぐための取組について報告する内容に修正することができた等、具体的成果が得られた。本件拠出金による事業を通じて日本の違法取引対策への積極的な姿勢を示すことができていたことも背景にあると考えられ、本件拠出金による貢献があったと考えられる。 さらに言えば、例えば2-2に記載したように、本件拠出によるプロジェクトが実施された国との二国間関係の発展に繋がるなど多面的な成果が得られている。 このように、本件拠出金は、1-1(1)に掲げた外交政策目標に有益な貢献となっている。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
・2019 年7月に平成 30 年度予算で拠出した案件であるモザンビークのニアッサ保護区における法執行センター及び象牙保管庫の建設の引渡式が行われた。ニアッサ国立公園は、世界で最もゾウの密猟が行われていた場所で、2011 年以来、生息していたゾウの 7 割が密猟され、ゾウの生息数が激減したが、このプロジェクトの実施で密猟監視センターと象牙の保管庫が建設されたことにより、これまで行われていた密猟取締り業務の拡大が実現し、より効果的なゾウの密猟対策の実施に貢献できるものとなっている。 ・令和元年度予算ではザンビアのローワーザンベジ国立公園において、国立公園と人の居住地の境部にフェンスを建設し、人間とゾウの軋轢を最小化するとともに密猟監視施設(レンジャー宿泊施設、象牙の貯蔵庫、無線整備等)

を建設するプロジェクトを実施することとなった。他方、新型コロナウイルスの世界的感染拡大より完成が遅れており、現在報告を受けている終了予定は 2022 年 4 月となっているが、これは不可抗力によるものと判断できる。

- ・令和 2 年度予算についてはルワンダの火山国立公園におけるゾウの調査、密猟監視機材の設置及びレンジャーの人材育成を目指すプロジェクトの実施について拠出を行い、現在案件実施中(計画では 2021 年 8 月終了)。
- ・令和 3 年度予算についても、引き続き MIKE プロジェクトに割り当てべく、CITES 事務局に対し、プロポーザル案件の作成を依頼しているところである。
- ・2019 年 2 月に訪日したコレイア・モザンビーク環境大臣が、山田外務大臣政務官と会談した際、上記の本件拠出金を通じたモザンビークでのゾウの密猟対策支援について謝意を表明している。
- ・2020 東京オリンピック・パラリンピック大会に向け多くの外国人旅行客が訪問することが想定されるようになってから日本の国内象牙市場に対して国際世論の厳しい目が向けられるようになっており、本年に入ってから動物保護 NGO が国内市場の問題点を告発、著名人がこれをリツイートするなどの現状も見られている。本件拠出はこのようないわれのない批判に対して日本の正当性をアピールする根拠となっていることも成果として上げられる。

2-3 評価基準 2 関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)

- ・拠出によって実施されるプロジェクトの進捗状況については事務局と在ジュネーブ国際機関日本政府代表部が連絡を取り合うとともに、中間報告も受けている。
- ・また上記 2-2 にて記載したとおり、プロジェクトの完了時には相手国政府も交えて引き渡し式を行い日本の立場について積極的にアピールしている。(例: https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_007602.html)。

評価基準 3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1 月から 12 月
3-1 (2) 直近 2 年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	2019 年 12 月(日本の平成 30 年度分)
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	直近 2 年度分についてはコロナウイルス感染拡大の影響もあり、事業が終了していないことから報告書は未受領である。(なお平成 30 年度分の拠出に関する報告書は 2019 年 12 月 2 日付で受領している)
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2022 年 8 月頃(日本の 2019 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
CITES 事務局に対する最近の本件拠出については、同事務局によりノンコア拠出として各国から拠出された額一覧が公表されるとともに、各個別のプロジェクトの終了後に報告書が送付される。直近 2 年度分についてはプロジェクトが終了していないために報告書は送付されていないが、直近にて送付のあった上記 3-1 (2) の報告書においては、会計報告とともに、同プロジェクトの背景及び概要、管轄、目的、結果及び成果について報告がなされている。会計報告については特に問題はなかった。 本件拠出のみについての監査は行われていないが、CITES 事務局全体の監査において本件に関する指摘事項はない。	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

以下、近年の拠出先であるCITESについて記述。

【予算関連】

CITES は3か年予算を編成しており、締約国会議(2～3年に1度開催され、条約の実施状況等をレビューする)及び常設委員会(締約国会議と締約国会議の間に1年に1度程度開催し、事務局に条約実施上の政策ガイダンスを提供する)により、予算計画や執行状況のレビューが行われている。また財政小委員会の報告等を通じ、予算の計画や執行状況を厳しく監視している。

【調達関連】

CITES事務局は、2020年からの3年間で3万ドルの事務所機材費削減や1.5万ドルの消耗品経費の削減などを目標としている。

3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。

3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組

以下、近年の拠出先である CITES について記述。

前回の締約国会議(2019 年8月)の予算小委員会においても日本代表团から予算計画について積極的に関与した。当初事務局からは事務局予算につき 18%増を土台に議論してほしい旨の提案がなされたが、日本が積極的に議論を主導した結果、2020-2022 年予算総額は対前年度(2017-2019 年)比 0.705%増となった。また、日本の分担率が大幅に引き下げられたことから、最終的に日本の年平均拠出額は、対前年度比 10.895%減となった。これらの日本の関与に対し、事務局からもリーダーシップに感謝された。会合間の財政報告の際にも適時指摘を行っており、同じく事務局から積極的な関与に対して感謝の念を伝えられている。

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)

(1) 日本人職員数の増減

過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
1	1	1	1	1	0	15
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
1	1	1	1	1	0	15

備考 上記は CITES 事務局について記述。

(2) 日本人幹部職員数の増減

過去3年の日本人幹部職員数					
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減
0	0	0	0	0	0

備考 同上。

(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等

4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由
拠出先を固定していないため、日本人職員の増強になじまない。